**平成２５年（フ）第１１３号**
群馬県伊勢崎市宮子町3366番地　メイプルリーフ201
債務者　小沼　美穂（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１４号**
群馬県伊勢崎市波志江町4760番地３
債務者　阿久津みのり（旧姓北爪）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１５号**
群馬県伊勢崎市新栄町3837番地７　茂呂島住宅2333
債務者　宮崎かおる
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１２８号**
群馬県前橋市大友町２丁目３番地30　エスカイア大友Ａ―104号
債務者　大戸佐紀子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１２９号**
群馬県前橋市若宮町４丁目23番８号
債務者　大谷　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３６７号**
千葉市花見川区天戸町３　湯浅方
債務者　湯浅　千鶴（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第４１号**
岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の238
債務者　三浦　幸生
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第３０号**
三重県松阪市五月町1502番地２
債務者　荘司喜久子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第４８１号**
京都市中京区西ノ京上平町２番地　イニシア中京丸太町通り307号
債務者　北條　晃一
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５２０号**
京都市北区紫竹東栗栖町30―１　グリンゲーブルズ105号、住民票上の住所京都市北区紫竹東栗栖町30番地１　グリーンゲイブルズ601号
債務者　永田由美子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第７９号**
堺市中区深阪2351番地１、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎2005番地
債務者　折田　安昭
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第２５９号**
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟613号室
債務者　富永　敦子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３７０号**
大阪府羽曳野市誉田３丁目16番18号―303号室、住民票上の住所大阪府八尾市龍華町２丁目１番20―1411号
債務者　赤松　麻紀
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３８２号**
堺市北区金岡町704番地２　エバーグリーン金岡２号館107号室
債務者　藤中　廣信
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３８３号**
堺市北区金岡町704番地２　エバーグリーン金岡２号館107号室
債務者　藤中壽美江
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第４０４号**
堺市南区桃山台２丁８番７―919号
債務者　北島　**牟**博
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第４３０号**
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁104番地
債務者　住吉　　魁
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係